

=====

～航空局からのお知らせ～

=====

★特定操縦技能審査時はチェックリストを使用し保存することになりました

小型航空機等の航空事故等が続発していることを受けて設置された「小型航空機等に係る安全推進委員会」において、特定操縦技能審査制度の実効性を向上させ操縦士に起因する航空事故等の防止を図るため、操縦技能審査員による審査記録の作成・保存を義務づけるとともに、これに活用するための標準的チェックリストの作成が必要とされたことを受け、令和2年2月21日に特定操縦技能審査実施要領および同実施細則の改正を行いました。

操縦士の皆様におかれましては、その旨ご理解頂くとともに、操縦技能審査員の皆様におかれましては、今回の改正内容への率先した対応をお願いします。

また、定期講習において特定操縦技能審査チェックリストの主旨・使用方法についてご理解を促して参りますので、有効期間を問わず早期の受講をお願いします。

【改正の主なポイント】

- 操縦技能審査員は、以下の事項を含む審査記録を作成し、審査実施日から少なくとも2年間保存すること。また、当該審査記録は当局の求めがあったときは速やかに提出すること。
 - ・被審査者に関する事項（氏名、連絡先、技能証明情報など）
 - ・審査に関する事項（審査年月日、審査実施空港等、審査使用機材など）
 - ・審査結果に関する事項（合否、操縦等可能期間満了日、所見、助言の内容など）
- 上記審査記録については、原則として「特定操縦技能審査チェックリスト」を使用すること。ただし、同等以上の内容を含む独自の記録様式を使用することは妨げないこととする。

○令和2年2月21日付け特定操縦技能審査要領・特定操縦技能審査実施細則

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000009.html

○第7回小型航空機等に係る安全推進委員会 配布資料2（5～6ページ）

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000050.html

国土交通省 航空局 安全部運航安全課

MAIL : hgt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111（内線 50135、50136）

小型機安全担当
